

# 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議（第10回） 議事録

1. 日 時：平成27年10月19日（月）10:00～11:35

2. 場 所：中央合同庁舎第8号館5階共用C会議室

3. 出席者：

（構成員）

井上 由里子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
内田 俊一	一般財団法人建設業振興基金理事長
<座長>老川 祥一	株式会社読売新聞グループ本社 取締役最高顧問・主筆代理 ・国際担当（The Japan News主筆）
加藤 陽子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
斎藤 勝利	第一生命保険株式会社代表取締役会長
永野 和男	聖心女子大学メディア学習支援センター長・教授

（オブザーバー）

尾崎 護	公益財団法人矢崎科学技術振興記念財団理事長
菊池 光興	独立行政法人国立公文書館フェロー

（内閣府）

河野 太郎	内閣府特命担当大臣
松本 文明	内閣府副大臣
酒井 庸行	内閣府大臣政務官
松山 健士	内閣府事務次官
西川 正郎	内閣府審議官
河内 隆	内閣府大臣官房長
福井 仁史	内閣府大臣官房審議官
森丘 宏	内閣府大臣官房公文書管理課長

（国立公文書館）

加藤 丈夫	独立行政法人国立公文書館長
斎藤 敦	独立行政法人国立公文書館理事

4. 配布資料

資料1 新たな国立公文書館に向けて（加藤委員提出資料）

資料2 基本構想のイメージ（案）

資料3 調査検討会議の今後のスケジュール（案）

資料4 平成28年度公文書管理関連予算概算要求等について

参考資料1 新たな国立公文書館の建設実現に関する要請

参考資料2 新たな国立公文書館に関する小委員会中間取りまとめ（概要）

参考資料3 新たな国立公文書館に関する小委員会中間取りまとめ（本体）

参考資料4 国立公文書館の機能・施設の在り方に関する提言

○老川座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第10回「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」を開催したいと思います。前回の開催から半年近く経過をしておりますけれども、我々メンバーの方は引き続き同じメンバーということで、よろしく御審議をお願いしたいと思います。内閣府の方で新しい体制になりましたので、本日は、まず、河野内閣府特命担当大臣から御挨拶をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○河野大臣 おはようございます。この度、担当の大臣を拝命いたしました、河野太郎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。老川座長を始め、委員の皆様には、公文書館の役割その他、基本的な機能につきまして、色々と御議論を賜っております、ありがとうございます。私も、学生時代、アメリカのワシントンの大学に行っておりましたので、アメリカの公文書館は、量がすごいということと、日本ならとても出てこないような資料まできちんとあり、それが閲覧できるというところに驚いた覚えがございます。やはり民主主義というのはそういうところが大事なのかなど、過去の良いところもあれば悪いところもあり、それは国としても、個人としても、「そこはちょっと」というところがきちんと出てくるというシステムがすごいのかと思いました。翻って、我が国の公文書館を見ると、まだまだやらなければいけないところは色々とあると思っております。8月に、国会の方でも、国会の近くに国民のためのしっかりした公文書館をつくれという中間の取りまとめが出てまいりました。小委員長の高木毅議員が今度は復興担当大臣になりましたので、小委員長も代わることになるのかもしれませんが、我々としてどういうものをつくったらいいのかということをしかり御議論いただいて、基本的な機能を満たした公文書館というものをしかりつくってまいりたいと思っております。ただ、必要なものはしかりつくらなければいけません、無駄なものや重複しているものをつくっている財政的な余裕はございません。今あるもの、それから、つくば分館もございますし、石破大臣の下「まち・ひと・しごと創生本部」で、公文書館についても、我が町に欲しいと言って名乗りを上げてくださっているところもございます。そうしたものと、今度の国会周辺につくるというものと、どういうふうに分けていくのか。あるいは、国会周辺といって場所がいくつか候補が上がっておりますけれども、法律的に、あるいは地下に地下鉄が通っているという物理的な制約もでございます。果たしてそのどのくらいのものがつくれるのか、それが十分なのかどうか、そうした検討もやっっていかなければなりません。そうした法律的、物理的な検討は事務方に至急やらせますので、どこにどういうものをつくって、今後何十年くらいもつのか、そして、そこにはどういう機能を持たせるのか、しかりとした御議論を賜りたいと思います。色々皆様お忙しいと思いますが、どうぞしばらくの間お力をお貸しいただきまして、精力的な御議論を賜りますようお願い申し上げます。冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○老川座長 どうもありがとうございました。早々に、具体的な課題、我々なりに進めていかなければならない問題点を御指摘いただきました。ありがとうございました。本日は、

併せて、松本副大臣、酒井大臣政務官にも御出席いただいておりますので、一言ずつ御挨拶をいただきたいと思ひます。

○松本副大臣 おはようございます。挨拶の方は、河野大臣に右に同じということでございます。今の公文書館に伺っても、アメリカの公文書館の館長を御案内するにはちょっと気が引けてしまいます。私たち日本にふさわしい公文書館を何としても立ち上げていかなければならぬという、強い思いを持っておりますので、御指導方、どうぞよろしく願ひいたします。

○酒井政務官 おはようございます。今般、この公文書管理担当の大臣政務官を仰せつかりました酒井でございます。どうぞよろしく願ひ申し上げます。国立公文書館においては、重要な公文書が確実に保存されるとともに、保有している、憲法を始めとする重要な公文書を広く国民の皆様に見ていただき、利用していただくことは、政府として大変重要な課題だと認識しております。各委員の皆様におかれましては、昨年度に引き続いて、自由闊達に御議論いただきながら、国立公文書館のあるべき姿をしっかりと描いていただくことを御期待申し上げる次第でございます。どうぞよろしく願ひ申し上げます。

○老川座長 ありがとうございます。事務方にも、人事異動がございました。西川内閣府審議官、また、河内官房長に御出席をいただいておりますので、よろしく願ひいたします。それでは、これから議事に入ります。まず、前回開催以降の新たな国立公文書館をめぐる動きについて、事務方から説明いただきたいと思ひます。

○森丘課長 前回、3月23日に第9回の調査検討会議を開催し、26年度の提言をまとめていただいたところでございますけれども、その後の動きについて御説明させていただきます。後ろのほうに参考資料1という資料がございますので、まず、そちらを御覧いただければと思ひます。加藤先生のレジュメなどの後に、参考資料1ということで「新たな国立公文書館の建設実現に関する要請」というものが2枚ございます。3月と5月のものがございます。3月のは、小委員会の設置などに関する要請でございまして、世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟の方から、衆議院、参議院の議長、議運委員長、及び総理に要請がされております。この1枚目の資料は総理宛てのものでございますけれども、同様のものが、衆議院、参議院へ要請されているということでございます。

その次の紙でございまして、5月に入ってから議員連盟から衆議院への要請でございまして、早く結論を得ていただきたいなどの要請となっております。なお、5月にこの議員連盟の総会が開催されまして、調査検討会議の方からは、老川座長と内田委員に出席いただき、米国の国立公文書館についての御説明などをいただいているという経緯があることも、併せて御報告させていただきます。

続きまして、小委員会の動きでございまして、参考資料2と3に進みたいと思ひます。参考資料2「新たな国立公文書館に関する小委員会中間取りまとめ【概要】」でございまして、1つ目のポツのところ、機運の高まりを受けて、4月17日に衆議院の

議院運営委員会に、「新たな国立公文書館に関する小委員会」を設置することとなったというところでございます。2つ目のポツ、4回の小委員会と2回の視察を行っていただいております。8月25日の第4回の小委員会で、この中間取りまとめに至っているというところでございます。3つ目のポツ、新たな国立公文書館の建設に当たり考慮した事項というところでございまして、国の公文書の重要性を象徴するようなナショナルモニュメントたり得る施設としていただいているところでございます。4つ目のポツ、建設候補地については、A案、B案、2カ所を中心に調査検討というところでございまして、ここは後ほど地図を御覧いただきたいと思います。5つ目のポツ、今後の対応でございますけれども、A案、B案について調査を行うというところでございます。内閣府を中心として調査費用を計上し、調査結果を踏まえて、小委員会で協議、建設用地を確定とされております。

参考資料3で本文がございまして、大体、今の概要のとおりなのですが、幾つか調査検討会議の関係で補足させていただきます。まず、1ページ目の下から6行目くらいですが、第1回の小委員会では、越智内閣府大臣政務官から、この調査検討会議の提言について御説明いただいているというところでございます。次の2ページの真ん中あたりでございますけれども、第2回の小委員会でございまして、老川座長、加藤委員からも参考人として御説明をいただいているというところでございます。調査検討会議における議論の内容について、聴取していただいているところでございます。この資料の一番最後のページでございますけれども、地図がついております。A案、B案についての地図でございまして、A案が右側ですが、憲政記念館の敷地になっているところ、B案が、今、国会参観者用駐車場敷地になっているところというところでございます。

○老川座長 今、御説明がありましたとおりですが、私も、お話がありましたように、6月12日の衆議院の議院運営委員会小委員会に加藤陽子委員と一緒に出席をさせていただきまして、当委員会の審議の経過、報告のポイント等を御説明申し上げました。報告書に既に内容は書いてあるとおりですが、特に私の方から強調しましたのは、資料の保存、収集、所蔵、これはもちろんですが、同時に、展示機能、学習機能です。国の成り立ちなり在り様を子供たちが勉強できる、そういったものについて早い段階から身近に接することが大事ではないかという観点からのお話をいたしまして、加藤陽子委員からは、さらに御専門のお立場から色々と御報告をいただいたというところでございます。そういう経過を踏まえまして、本日は、加藤委員から、「新たな国立公文書館に向けて」というテーマでお話を聞かせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○加藤委員 資料1を御覧ください。20ページほどございますが、肝心の話は4ページ目あたりまでですので、ご安心ください。主な内容は3点ございます。

第1点目が、どのような国立公文書館をつくるのかという大きなお話でありまして、2点目は、2ページ目くらいから御覧いただければわかりますように、国立公文書館というものが、どのような資料や文書を収集していくのかという展望、第3点目には、公文書管理法というものが施行5年目を迎えて、今、見直し期間に入っているわけです。そう

した中で、国立公文書館というものがいかなる機能を持つべきなのかという、運営、組織の面でも、新しい国立公文書館の在り方というところからの再検討も要するのではないかと、大きく申しまして3点からなるお話になると思います。この調査検討会議は、稲田大臣、有村大臣、そして、現在の河野大臣へと引き継がれまして、また委員には、大変力のある、そして、さまざまな専門的な御意見を聴取できるメンバーが揃っておりますので、私からは文書利用者としての観点、また国民の一人としての観点も含め、申し上げたいと思います。

まず1点目ですが、「世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館」であります。先ほど、河野大臣から、中央に集中することの是非、地方への目配りということの論点があることも早速示唆をいただきましたが、ここで多少考えたいのは、やはりナショナルモニュメントであるということを強調したいと思っております。世界に誇るという場合に、アメリカやイギリス、歴史のあるイタリアやフランス、ドイツなどの公文書館を思い浮かべますけれども、今、日本との間で歴史認識問題などを含めなかなか厳しい対応をしてくる、中国、韓国、台湾、このようなアジアの国々も、当然ながら念頭に置かなければなりません。私はこれまで公文書管理法を作るための有識者会議に連なっておりました時、韓国と中国、また、私自身研究で台湾の国史館に参りました経験から申しますと、これらの諸国の公文書館は、国の公文書管理の機能、そして、運営にあたるアーキビストと呼ばれる人々の力など、驚くべきレベルに達していると言わざるを得ないと思います。

近現代史に対する記憶、国民が利用するという民主主義の根幹を支える制度である公文書管理という、このあたりが、今申し上げた国においては、かなり自覚的に確保されている気がいたします。そうなりますと、1番最初のパラグラフを御覧いただきたいのですが、国の歴史を残す、国民の記憶の場所としてのナショナルモニュメントであるという位置づけが、まず、重要になってくると思います。そして、先ほど河野大臣が、質はともかく量のところで、ということを抑せでした。まさに、国民の記憶を支えるものがいかなる歴史的な資料によるのかということ、我々日本人が実証的に機能的に理解してゆくためには、まずは、国の意思決定が行われる場で作成された多くの記録や文書を、きちんと管理し、選別して保存していく、そのバックグラウンドを支える作業がなければなりません。国の記憶の場所としての公文書館の機能は、きちんとした公文書管理がなされていて初めて可能となる、まずは、この点が大事だと思います。

2つ目のパラグラフですけれども、国民の目に映ずる時、この決定は立法府によるものである、この決定は司法府によるものである、この決定は行政府のものである、といった区別はないのではないかと。我々のように、どうしても行政府の中に設けられた審議会なり検討委員会におりますと、立法府にお話をしかけるときには、行政府の立場として越えてはいけないラインがあるのだという、国民の目線とは違った配慮というものが働いてしまっていて、立法府も記録・文書を一定のルールに基づいて管理し、そこから幾分か資料を公文書館に提供していただけないかというときに、いかにお話をするかということだ

けでも、大変に躊躇してしまう訳です。しかし、国民の目には、国家として一体的になされた政策決定なのだということで映じている訳ですから、国権の最高機関である国会という立法府の位置づけなども、ある意味では、国の中の1つの機関であるということ意識しながらアプローチしていかなければならないのだろうと思うわけです。

3つ目のパラグラフです。とは言っても、建設場所の選び方という点で、やはり我々は、国会の場所、首相官邸の場所ということ意識しなければいけないということでありまして、国権の最高機関である国会の周辺であること、この近くにつくることは大事であろう。つまり、現在、竹橋という、皇居の向かい側にあるということはもちろん意味があるかと思いますが、ただ、「国権の最高機関」である国会の側であること、これは大事な点だと思います。

もう一つ。この国会の定義ですけれども、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う、そして、衆議院の信任を要する内閣というもの、その内閣を代表する首相官邸の周辺である、この両者を満たすということで、いわゆるベルト地帯ではありませんけれども、議員会館が3棟並んでおり、首相官邸もある、そして、国会図書館がある、その近くに置くことは大事なのではないかということです。

4つ目のパラグラフですが、国立公文書館に期待される機能と役割からも考察されるということです。これは広さということです。色々な試算の数値はありますが、例えば6,000平米余りとか、かなり大きなものが必要なのではないかと思います。ある程度の広さを確保できるようなお考えいただきたいということになるのです。

そして、国民目線で見まして、一体的に資料が残るようなもの、そのように残された資料を展示することの迫力という点では、我々は良い経験の一つ持っている訳です。調査検討会議が前回開かれましたのは3月ですが、その少し前から開会されましたJFK展というものがございます。ここにお集まりの皆様もお運びいただいたかもしれませんが、来館人数が4万を超えたといえます。このことの重要性については、参考2のあたりで詳しく書いてございますので、2ページ目をおめぐりいただけますでしょうか。まさにこのJFK展の開会式につきましては、やはりこのような式に総理大臣が来場していただきたいと当時の公文書管理担当の有村大臣が説得され、開会式典に安倍総理がお出ましになったということもございました。この展覧会の面白さは、もちろん日本国民の目に映ずるJFKという人物の面白さもあるのですけれども、私が歴史家として申し上げたいのは、多様な資料を集め得たところにあると思います。参考2のところを御覧ください。例えば、ケネディが若きころに乗艦していた魚雷艇と日本の駆逐艦が衝突した資料、この資料は日本側の防衛省防衛研究所戦史研究センターが保有しているものを借り受けて展示した。戦闘情報から見つけてきたものです。これはやはり面白い。ケネディが大統領に就任したことについての「佐藤栄作日記」は国立公文書館が保有してございますが、その栄作さんの日記のところの1月21日分が読めるようになっておりました。キューバミサイル危機という時に、これは弟のロバートのメモだったかと思うのですが、やはり開戦派、非開戦派という

ものが、ケネディの幕閣、閣僚の中の半々くらいに分かれるわけですが、その折に、東条の気持ちがわかったと。つまり、日米開戦の決定をした東条首相の気持ちがわかったというメモが置いてございまして、私も来館者と一緒に見ましたが、この部分など来館者の興味を集めていたようです。外交史料館からは、ケネディが暗殺されたということについての資料が、非常に専門的な立場から作られている。これも展示されておりました。また、女性の来館者の目を集めておりましたのは、イグナチオ教会に当時の皇太子妃でありました美智子皇后の参観をどう請うかという資料が宮内庁公文書館から出ていたということです。これはやはり非常に興味深いものでした。

国民の目に、司法、立法、行政、それぞれが作成した記録であり、バラバラではないのだと。そして、もちろん、決定的に重要だったのは、加藤館長が尽力した結果、アメリカ側のジョン・F・ケネディ大統領図書館・博物館からの非常に重要な門外不出の資料も出たということでございます。それから、加藤館長が尽力された結果、加藤館長が会長をなさっていたような富士電機の企業資料ということで、我々は公文書といいますが行政文書だということでは頭が止まるのですけれども、社会の中から資料をお借りしてくる、これをきちんと借りてきて公文書館で展示することができるのだという試みを、我々、そして、公文書館がやったという一つの経験・成果は非常に大きいのではないのでしょうか。次に、1ページにお戻りいただきまして、1番のパラグラフのところでございます。JFK展を成功裏に導けた、今一つの方策としてSNSの役割も大きかったと思います。今、ツイッターを御利用の方は、国立公文書館のツイッターを御覧になってみていただきたい。どうせ面白くないものなんだろう、と思って読みますと、これが実は面白い。私も毎日見ておりますが、例えば、「友の会を募集しています」ということの宣伝以外にも、10月14日の周辺を見ますと、これは鉄道記念日だということで、鉄道に関する資料を公文書館の中で保管している資料を画像で見せています。資料がお好きな方は、きっと、こう考えるのではないのでしょうか。国立公文書館の人は、鉄道記念日に、その記念日に関連する興味の尽きない資料をどのように見つけてくるのだろうか、と。また、10月15日という日の資料ということでは、例えば、治安維持法が戦後に廃止される、その法令そのもののドキュメントが見られるようになっている。それから、10月16日、これは大隈重信外相が玄洋社の社員に手榴弾で足を爆破される関係資料が載っているということで、このような「眩き」は非常に有効なものと思います。さて、続きまして、参考1のところを御覧いただきたいのですが、アメリカの公文書館も、もちろんこれは所蔵している公文書の量の点では圧倒的でありまして、世界に冠たる公文書館だったのですが、そのアメリカの公文書館も時代の要請で変化を遂げています。1996年、1ページ目の最後あたりですけれども、アメリカは、ペンシルバニアアベニューの本館を改修しました。つまり、研究者が研究したり、政府の決定を検証したりする場という従来の機能に加え、未来を担う子供たちが来て意味がある、面白いということを重視するようになりました。独立宣言、憲法権利章典、こういうものの展示の方法や見せ方を抜本的に変えたのです。1階で円筒形の広い空間では、子供と大

人が時に泊まり込んで、例えば、南北戦争の決戦前夜、南軍・北軍の司令官の気持ちになって、アメリカの一つの歴史が誕生する瞬間を味わおう、などといった夜間1泊ツアーなどを企画するようになりました。一方では、2ページ目のところを御覧いただきたいのですが、390人の研究者が一堂に会せるような、研究者が集まって勉強できるような施設も準備している。講堂もある。現在の竹橋の国立公文書館は、閲覧や展示という機能を殆ど持たされないままに建設され、10人くらいの閲覧者が座れば一杯になってしまうわけですが、これを大いに見直す必要があるのではないかと。現在の世界基準の展示技術を踏まえた展示室、講堂、さまざまなイベントも可能とするような施設、現在は複製でしか展示できない、国の根本に関わる資料、例えば、明治憲法や日本国憲法の原本などを、しっかりと展示できるセキュリティを備えた建物、このような、国の公文書館が、今求められているのだと思います。

2番目、それでは、国立公文書館にいかなる文書を集めていったらいいのかということです。(1)、(2)というふうに、三権の文書に関してですが、行政府に複製などを収集させていただいて展示する考え、それから、ちょっと大部過ぎて、管理の点で行政府にお任せしたほうが良いのではないかとというものをあらかじめして展示する展望を示していきたいと思います。

1点目です。司法の文書の国立公文書館移管というのは、別紙3を御覧いただきたいのですが、別紙3は、後ろのほう、別紙1が5ページ目くらいから展開されていて、9ページのところです。これは麻生内閣総理大臣の時期に、最高裁長官との申合せというものが結実したものです。つまり、東京の地方検察庁にある、例えば、戦前期における二・二六事件の軍法会議の判決、これなどを公文書館に移管しようとの申合せはできている。司法に関する文書の移管は、総理大臣と最高裁長官の申合せという形で、すでに移管が可能になっております。申合せは簡易な条文からなり、多くを実際の交渉に委ねた上手く出来た規定です。申合せで「歴史資料として重要な公文書等」の中核となるものは次のとおりとするということで、(1)と(2)、アとイという形で、どのようなものを持てるかということとは事務方できっちり決めながらやればよいということで、これはある意味で非常に優れた、大きな網をかけた方法なのではないでしょうか。ですから、一つ、立法府に関しても、このようなやり方で大きな網をかけた上で、具体的には双方できちんとお話をして、あるものは複製などとして展示をさせていただくといった方法もあると思います。ただ、立法府に関しましては、国権の最高機関であるということもありますし、議会の審議ということの特殊性もございますので、これは非常に慎重に取り組むことが必要だと思います。次に、2の(2)のパラグラフを御覧ください。立法府の文書をいかにして移管するかという点に関しまして、別紙1などに載せてございますが、公文書管理に関わる人達から、立法府というものに関しても、きちんとした管理、専門家のアドバイスによる文書のライフサイクルを考えた管理が必要だろうということは、一貫して検討会議の中でも論じられてきましたということにつき、今一度皆様の御注意を向けたいと思いま

す。

続きまして3ページ目。立法府の文書について、保存や利用提供の必要性を求めた有識者の方の一人を御紹介しておきましょう。衆議院の文書をいかに保存していくか。これをイギリスの議会の視察などを踏まえ、考えてこられた先生に、京都大学法学部教授の奈良岡聰智氏がおられます。奈良岡先生は、「京大広報」2015年6月、712号に、こういうことを仰っております。読み上げます。「立法機関が保有する文書の保存・公開が大きな課題であることは指摘したいのだと、我が国では、行政文書の保存・公開の体制は整っているけれども、立法機関が保有する文書についてはほとんどルールがなく、歴史的資料のごく一部が衆議院憲政記念館や参議院議会史料室で公開されているにすぎない。しかし、本来は「国権の最高機関」である立法機関の文書は、行政機関に先駆けて公開されるのが望ましい。」、以上のことを、立法機関の文書について最もよく研究してこられた先生が書いておられる。今後は、立法府の現場の方、あるいは、立法府の資料について最も深い知見をお持ちの、国会図書館法令議会資料室、憲政資料室などの専門資料室の方々などと綿密に相談しながら、新しい国立公文書館で、立法府の文書をいかに収集・展示していくのかを考えていくのが現実的でしょう。その際、必ずしも原本ではなく、複製について収集・展示させていただくとの方向性もあろうかと思えます。

3番目は私文書の収集です。これまでの国立公文書館の取組は制度上の制約もあり、不十分でした。2の(3)の параグラフのところを御覧ください。公文書管理法第16条は、国民が主体的に資料を利用できるように、機関の長は国民に資料を利用させねばならないということ、これが第16条に書かれてございます。例えば、国民が公文書館に行った際、佐藤栄作の日記はここにある、それでは、他の総理大臣経験者の資料はどうなっているのか、このような疑問は当然抱かれるわけです。ですから、国民が主体的に利用できる記録や文書、収集すべき対象はより大きくとっていかなければならないのだらうと思えます。

(4)です。その時、例えば、中曽根首相の記念館でありますとか、既にある記念館がきちんと保有しているものにつきましては、4番当たりでの工夫が必要でありまして、全て国立公文書館に持ってくるのではない。例えば、paraグラフの1つ目ですが、複製により集めるということも、ナショナルスタンダードになってございますので、参考になるでしょう。

続きまして2つ目のparaグラフ。国立公文書館が果たしていくべき最も大切なことは、国民に、記録や文書や資料の所在情報を的確に教える、与えるということなのです。つまり、今、若い方は検索をかけるということが生活の一部になってございます。時代の趨勢に応じて、最も適切な情報を与えていく。新しく建設される国立公文書館に、国会見学の前後に小中高の学生さんが訪れたときに、アーキビストや説明員の方が、いろいろと個別のご案内ができるようにする、これも大切な事業の一つでしょう。

4ページを御覧ください。新しい公文書館の建設に関しまして、ここにお集まりの経験豊かな委員から、まさにこの点についての知見をいただいでいくわけです。また、アーキ

ビストの問題、スタッフの質、最終的にはこれが担保されなければならないと思います。この委員会のスタンスは、新しい国立公文書館の機能や施設を考えることで、いわば、外側の入れ物を考えることで、その内側のソフト面の充実について議論していく、という発想かと思います。数年で満杯になる収蔵庫ではなく、数十年先まで見越した広い場所を与えられ、必要十分な数のアーキビストが活躍できる施設を考えたいのです。また、内閣府に置かれ、専門的な文書管理に任ずる運営主体がこれを支えるというイメージです。

ですから、この専門性への配慮、そして、国民に資料をきちんと民主主義の根幹として利用させていく。この利用権というものを提供できるように、司法も立法も行政も、そして、今、なかなか移管率があまり高くはない現状もございますが、その移管率を高めていけるような国立公文書館の建設に向けて頑張っていきたいということでもあります。

○老川座長 どうもありがとうございました。大変参考になる御意見だったと思います。御質問あるいは御意見はたくさんあると思いますが、後回しにしまして、まず、今後の会議の進め方について、事務局から御説明をいただきたいと思います。

○森丘課長 資料2「基本構想のイメージ（案）」を御覧いただきたいと思います。これは、新たな国立公文書館の理念・目的を明確化するとともに、公文書館として対象とすべき文書、機能、組織・運営等についての基本的な考え方を整理し、公文書館のあるべき姿を示すということをございまして、今年度はこういったものを目標に議論していただいたらどうかと考えております。項目案といたしますか、検討事項になるわけですけれども、先生方の机の左側に、横のポンチ絵、何度も御覧いただいているものをお配りさせていただいておりますけれども、これを基本構想の項目として並べ替えるということかなということをございまして、昨年度は展示・学習を中心に御議論いただきましたけれども、他の論点についても一通り議論していただくと、このような基本構想というものができてくるのかなと考えております。まず、上から趣旨・背景、理念・目的でございます。26年度も相当御議論いただいたところをございますけれども、残る論点も御議論いただければ、なお充実した総論になるかと考えております。

①の収集、②の展示・学習あたりでございますけれども、①の収集は、ただいま加藤委員からも、あまりにこれまでやってこなかったということをございますので、積極的に収集するというございます。②の展示・学習でございますけれども、26年度に大分検討していただきまして、外国なども調査していただいたところをございますけれども、ただいま加藤委員からもJFK展について多角的な観点から分析いただきましたので、そういったことなどをさらに充実していく審議ができればと考えております。

それから、保存・修復は展示・学習と当然関連してくるわけですけれども、3月の御議論でも、例えば、アメリカではアルゴンガスを封入した展示ケースを夜間に地下に降ろすといった、原本の展示についてどれだけ考えるかということは、いざ稼働した後のオペレーションなどを含めて、もう一回議論したほうが良いといった御意見もありましたので、保存・修復と展示・学習、当然色々な論点に関連してくるわけですけれども、少し深く議

論していただければと思います。

④の調査・研究支援ということで、閲覧室、アメリカの公文書館の新館でも、390人の閲覧席という話がありましたけれども、例えば、研究者のサポートというのは当然重要になってくるということでございます。

⑤から⑧くらいでございますけれども、加藤先生には、①の収集からデジタルアーカイブ、情報交流、他機関の保有する文書と、一体的に御説明いただきましたが、3月の御議論でも、他の機関が保有している文書と公文書館に集めるべき資料との兼ね合いについて、それから、分散されていても、デジタル媒体のネットワークで検索できる、展示する場合は原本で借りてくるなど、やり方は色々あるので、そこは検討しようではないかという議論を3月にいただいておりますので、色々な論点が絡み合ってくるわけですが、そういったことも御議論いただければと考えております。

⑥の人材育成・研修機能ということで、これは昨年度も随分御議論いただきまして、質の問題と量の問題と色々あるかと思っておりますけれども、引き続き御議論いただければと考えております。

「4. 公文書館の組織・運営の在り方」ということで、現在、独立行政法人であることをどう考えるか。活動への有識者の参画や民間の活用ということで、3月の御議論でも、官と民のパートナーシップや、ボランティア、インタープリターなど、色々な専門性を持った方に参画していただくといったことも御発言がありましたので、そういったことも併せて検討できればと考えております。それから、新施設と既存施設の関係整理ということでございます。こういうことが基本構想のイメージでございまして、資料3に進ませさせていただきます。「調査検討会議の今後の進め方(案)」でございまして、要は、論点ごとに議論して、基本構想を年度内にまとめていただくということでございます。それぞれの論点が大きく関係してくることになるかと思っておりますので、その辺の議論の進め方については、事務局でも工夫したいと考えております。

資料4でございます。これは、予算要求について併せて御説明させていただくということでございます。「2. 主な内容」のところを御覧いただきたいのですが、(1)の調査検討でございまして、拡充とさせていただいております。これは、今年度、この調査検討会議を含めて5,000万円の予算でやっていただいておりますけれども、来年度は1億円を要求額として考えております。衆議院の議院運営委員会小委員会での検討状況を見つ、施設・設備の具体的な内容など、必要な規模について、かなり詳細な調査を行うとすると、これくらい必要かと考えているということでございます。

それから、公文書館の人員体制の強化は、毎年話でございますけれども、(2)でございます。量の面と質の面とがありますけれども、出来るところから努力してきているということでございます。

(3)のその他のところで、色々要求しているのですが、調査検討会議との関係で御紹介したいのは2点でございます。まず、1つ目の歴史公文書等の所在把握等に係

る調査研究ということでございまして、私文書の収集について積極的に考えるという先ほどの話でございまして、もちろん予算要求的にもこの取っかかりを設けているということでございます。

最後に、アジア歴史資料センターの充実でございまして、これはデジタルアーカイブでございまして、アジア歴史資料センターは、国内のみならず、アジア諸国の学者からも高い評価を受けている、使っていただいているということで、これを充実させるようにということでございまして、8月に官邸で開催しておりました、21世紀構想懇談会の報告書でも、そういう旨の御指摘を受けたということがございますので、ここも充実させていくような方向で考えたいということでございます。

○老川座長 それでは、残りの時間は、これまでの加藤委員の発表あるいは事務局の今後の進め方を併せて、御自由に御質問あるいは御意見をいただきたいと思っておりますので、御発言をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○河野大臣 加藤委員、どうもありがとうございました。4つばかり質問があるのですが、まず、立法府の資料といった時に、具体的にはどういうものなのでしょうか。

○加藤委員 例えば、立法資料ですと、衆議院でいえば、立法過程といいますか、議員立法などを議員がなさるときに、衆議院の中の法制局がございまして、法制局文書などは議院文書として重要なのではないのでしょうか。あとは、地域から上がってくる請願です。請願書類は、膨大な量がございまして、その一枚目の部分、扉といいますか、どういう趣旨のものがどの地域から来たか、紹介議員が誰か、その1枚目の「鑑」の部分だけを残してあとは廃棄されるのは仕方がないことかもしれませんが、ある地域からいかなる請願が来たかというのは、日本の近現代の歴史を遺すときに、とても重要だと思うのです。ですから、立法府の中の資料で何が大事かということを含め、行政府と立法府の側で協議をする必要があろうかと思っております。

もう一つ、国会図書館の側が、国会会議録検索システムを構築してございまして、これはインターネットでの検索が可能です。昔は官報に記載されました議事録につきましては、国民に広く利用されるようになっております。議員などに関する個人資料などに関しましては、国会図書館の中の憲政資料室の中に個人文書などもございまして、今、申し上げた2つのものはあるのですが、それ以外の部分も広範にあると私は考えております。

○河野大臣 すみません。質問が増えてしまうかもしれませんが、例えば、請願の文書や法制局が作っている文書というのは、今、恐らく全部ワードプロセッサで打っていますから、デジタル化して残しておく分には非常に簡単なのかと。例えば、私の父は10年間、新自由クラブという政党で活動しておりましたが、自民党に復党した後に、持っていた資料を全部国立国会図書館に寄附をして、政党の研究に使ってくださいということで渡したわけですが、国立国会図書館と国立公文書館のデマケーションと言いましょか、何を国立国会図書館が集め、何を国立公文書館に集めるかということが、例えば、立法府の資料も国立公文書館へといった時に、国立国会図書館の位置づけはようになるのだろうかというこ

とが1つです。

もう一つ、3つ目の質問として、例えば、宮内庁宮内公文書館や外務省外交史料館あるいは、防衛省が持っている防衛省防衛研究所戦史研究センターのような施設は、それぞれ別のところに行政資料を保存する施設としてあるのです。そうすると、例えば、国民の目に触れるようなものと言ったときに、「宮内庁分は別です」「外交資料は外務省に行ってください」であったり、「その件については防衛省防衛研究所戦史研究センターへ行ってください」といった対応で、本当に良いのだろうか。重要な資料ならば、宮内庁が持っているものも、本来は新しくつくるものへ提供していただいて、一括で出す。あるいは、外交資料にしても、条約や戦史史料なども、本当は一ヶ所管理をする方がわかりやすい。それは、どなたかが個人で持っているものは、写しをくださいということで良いのかもしれませんが、行政が持っている原本ならば、行政の資料は一括して集めてしまった方が良いのか。それとも、宮内庁や外交史料館というのは別建てのほうが良いのか。あるいは、やむを得ないのか。そのあたりを、国立国会図書館と併せて、どう切り分けたいのでしょうか。

○加藤委員 新自由クラブに関する資料を、既に国会図書館に寄託なり寄贈なりをしていただいているということ、これは大変ありがたいことです。寄贈をなさる側の人間、寄託をする側のご家族の側から考えれば、自分の資料は、衆議院か参議院に、あるいは、旧軍関係者であれば、防衛省防衛研究所戦史研究センターか、という、寄贈する側のお気持ちというものは、当然あるわけですね。これに対して、文書管理の側がどう対応するかというのは、難しいものがあります。世界でも同じでありまして、コーデル・ハルという名前は皆さん御存知だと思いますが、日米交渉のときのアメリカ側の国務長官でした。外務大臣です。彼の資料は、国務長官としては、国務省ですから、ナショナル・アーカイブスにあって然るべきかもしれません。しかし、この資料はアメリカ議会図書館にあります。アメリカにおいて、あれだけナショナル・アーカイブスという機関が強くあるところでも、議会図書館というものは分けて持っている現状はある。ですから、寄託する方、寄贈する方、もしくは故人となった、文書をまさに作成した方がどこに帰属意識を持つかということをお大事にするということが1つです。

もう一つの考え方としては、アメリカの大統領図書館などのように、ナショナル・アーカイブスと一体的に管理されている、ジョン・F・ケネディ大統領図書館・博物館や、ルーズベルト図書館などがございまして、そのように、国の内閣総理大臣を務めた人間のものは国立国会図書館に入れるのだという考え方で分けていくことも一つの考えではあると思います。

ただ、既に中曽根資料は国会図書館の憲政資料室にあり、佐藤文書は公文書館にあるというように、総理大臣経験者という点だけで見ておいても、既に現状として分かっているものをどうするのかは難しく、これから考えていかなければならない問題になると思います。またこの場合、複製、所在情報案内などで対応していくのはもちろんです。

既に先ほどの報告で申し上げましたように、複製という形、大臣が仰ったデジタルという形、そのような形で所在情報をきっちりしていく中で、本来は国立公文書館にあるべきだけでも、寄託者の意向もしくは色々な事情で国会図書館憲政資料室にあるという、その説明をきっちりしていく中で、現状を説明する道と、できれば、今後は、例えば、内閣総理大臣の資料なりは新しい公文書館に入れていくということをやっていく。これははっきりした現状のお答えができないのは大変申し訳なく、例えばドイツでも、軍事史関係では軍事史の資料館は別にございます。ドイツなどだと思いますが、外交史料館に関しても別のものはございます。

ですから、それぞれの資料の特徴によって、画一的に一つの公文書館には入れられないということは世界でもあり、そのこの所在情報を明らかにする形で、どうにか説明しているということが現状かもしれません。

第2点目ですけれども、私は、立法府の資料をどうしたらいただけるか、司法府の資料をいただけるかという、かなり容易な観点から申しました時に、当然返ってくるお答えは、行政府の中でも現在残されている、このバラバラ感はどうするのかという、一番大事なお尋ねだと思います。これは大島衆議院議長からも実はお尋ねをいただいた問題でございまして、宮内庁はどうか、外務省はどうか、防衛省の防衛研究所戦史研究センターはどうか、これを一緒にしないのか、との当然の疑問がございます。

宮内庁に関しましては、新しい国立公文書館が提供できる資料保存状況、アルゴンガスを充填するといった点と、日本のまさに紀元2600年足す75年くらいになるのでしょうか、そのような歴史を背負った宮内庁が保有する時に、保有する技術の粋というのでしょうか、そこで保有した方が是であると言われた時に、我々が比較衡量しなければならないことはございまして、どちらに保管しておいた方が良いのかといった時に、新しい国立公文書館という、完璧な保存の技能を持った場所でも、負けるような主体が日本にはあるかもしれないという、その兼ね合いという点で、私はやや宮内公文書館のものを一括していただく、管理することについては、躊躇はあることはあります。

ただ、まだ宮内公文書館、外交史料館に関する目録の公開、そして、資料の利用の在り方という点では、国立公文書館は一体的な管理が公文書管理法の下で行われているのです。この2009年以降の変化はとても大きいのです。

ただ、国民の目では、宮内公文書館、外交史料館は、公文書管理法の下でも、管理はされている、でも、バラバラに行かなければいけないのですね、竹橋に行かなければいけないのですね、宮内公文書館に行かなければいけないのですね、という不便はあります。

ですから、バラバラにある、しかし、管理は統一されたということを説得していきながら、バラバラに行かなければいけないということをどうしていくか。これは考えていかなければいけないことだと思いますので、後ほど事務方からも補充したお答えもできるかと思えます。

○老川座長 まさに今、御指摘いただいたポイントは、我々がこれから議論を深めていく

必要のある問題だろうと思っていますので、ここで結論的に出るわけでもないのですが、考え方は、加藤委員が仰ったように、まず、どこに何があるのかということをはっきり皆がわかるようにしておく。

ジョン・F・ケネディ展のお話がありましたけれども、今回はこういうことにちなんでこういうテーマで展示しようという場合に、公文書館が所蔵しているものだけではなく、よそからも関連した資料を提供してもらって、そこで一体として見られるようにするなど、色々な工夫の仕方があるのではないかと思います。

○加藤委員 あと一点だけ補充で申し上げさせていただきます。河野大臣から新自由クラブのものに関する党の資料について言及いただきました。政党関係の資料の保管、管理、公開ということにつきましては、日本における近現代史研究の一番の弱点になっていることを、政党史研究者からは強く言われておりました、党に関する資料をどうか、国会図書館でもいい、とにかく憲政記念館でもいい、公文書館でもいい、ここをとにかく保存し、残してくれ、ということは常々言われております。

それとともに想起しなければならないのは、例えば、憲政記念館ですが、ここは党の資料を保管するには最も適的な名前を持つ記念館であるのです。ただ、記念館スタッフの数や専門制ということでは、なかなか収集を呼びかけるというところまで手が出なかったということは、記念館の方の談話などがございます。そのような点で新しい公文書館ができることは、大きな意味があるのではないのでしょうか。

○永野委員 今の話題に関してですけれども、新しい公文書館の必要性の時に、すべて集めるから場所が要するという誤解が一番怖いのだと思うのです。私は、ちょっとお聞きして、まず、過去のことと、未来のこと、これから先のことを切り分けてできるのではないかと思います。過去のものに関しては、それがきちんと保管されて消失しないという保証がされるような機関であれば、無理やりどこかに持ってくる必要はなくて、むしろその方が安定して保存されているかもしれない。

ただ、利用者から見ると、それこそどこにあるのかということが非常に重要です。これに関しては、変な言い方だけれども、今からでも結構調べられるのではないかと。つまり、ひょっとしたら所在情報だけかもしれないけれども、こういうものが必要であって、基本的に公文書館にアクセスすれば所在はわかるというのは、調査の一環としてでも始められるのではないかと考えたので、もし調査費のほうで色々と考えられる時に、建物の色々なこともですけれども、そういう情報の収集に関する、基本的に必要な情報を集めてくるということも、一連でやるとかなりクリアに見えるのかなと思いました。

今後に関しては、色々法律があるので、せっかく建物を建てるので、そういう形でやるということで、皆様がだんだん意識していったり、国民からもそういう声を出してもらうということが非常に大事なかなと思いました。

○森丘課長 今、永野委員から御指摘いただいた、今からでもできるのではないかということについては、まさにその通りに考えておりました、やれることからやっていきたいと

考えております。

○加藤館長 今の御指摘については、現在、地方公共団体で公文書館と言っているものが全国で64カ所あります。そのほかに大学等の公文書館を合わせますと、全体で80カ所くらいの公文書館がございますけれども、我々は、まず、今、御指摘のように、それぞれの公文書館がどんな資料を持っているのかという調査を今年から始めました。恐らくこれは5年がかりくらい大きな調査になると思いますけれども、まず、それぞれの館がどのような資料を保有しているのかという資料調査を始めまして、それを掴んだ上でどういうまとめ方があるのか、どんな活用の仕方があるのか、これは少しお金と時間がかかりますけれども、まず、それから取りかかり始めたところでございます。

○井上委員 今、加藤館長が仰ったのは、資料4の下、(3)の1つ目のポツ、歴史公文書の所在把握に係る調査研究は公文書館がされるということですね。

○加藤館長 はい。

○井上委員 わかりました。全体の基本構想の議論の進め方についても伺いたいと思います。この調査検討会議は国立公文書館の機能、施設の在り方を検討することになっておりますが、資料2「基本構想のイメージ(案)」を見ますと、機能と組織・運営の在り方が2本柱のような形になっています。組織・運営の在り方の中に、施設についてはフォントを落とすような形で括弧で書いてあるのですが、大きな財源をかけて新しい建物を建設するというのであれば、施設の在り方についての検討も正面に出すようにしていただいたほうが良いのではないかと。

特に資料4を見ますと、平成28年度の概算要求で、真ん中(1)の下のほうの括弧を見ますと、「小委員会の検討状況を見つつ、施設・設備の具体的な内容、必要な規模等に関するより詳細な調査を実施」とあります。しかし、どのような機能を新しい建物に求めるのかということの基本プランがないと、実際には、どんな機能を盛り込むかを考えずして、広さを考えるということでは出来ないとあります。そういたしますと、具体的に事務方が集めていただける詳細な調査と、こちらでの調査検討会議での検討の進め方のタイミングをどうするのか、伺いたいと思います。

最後にもう一点、新しい建物についてどういう機能を持たせるかについては、2つの方向があると思います。1つは、展示・学習機能に力を入れて、例えば、中高生あるいは国民一般に見ていただけるような場、ディスプレイが非常に良くてわかりやすいものに力点を置くというものと、もう1つは、それに加えて、保存・修復ですとか、研究者が何百人も調査できるスペースも設けるということになります。後者の考え方でいくと、つくば分館もすでに一杯になりかけている。紙媒体の資料の保存まで考えると巨大な規模の建物が必要となり、それを東京の中心に置くのは現実的ではありません。研究者であれば都心でなくとも地方に出かけていくことも苦にならないはずで。そういったことも考えると、私は展示・学習に重点を置く方が良いのではないかとと思いますが、このあたりもきっちり議論で詰めていきたいと思っております。

○老川座長 今の点は大変大事なところで、これから我々も議論しなければいけないと思いますが、それを考える上で事務局に説明をお願いしたいと思います。A案、B案という形で小委員会の検討は終わっているわけなのですが、そのA案、B案、つまり、この小委員会が発足した段階では、この国会において建設予定場所を固めるということでスタートされたと思うのですが、いろいろな経緯があってそれに至らず、A案、B案、2つの選択肢をまとめられたということなのですが、その経緯と、面積その他、先ほど大臣から下に地下鉄が走っているとかという地理的な条件の御説明もありましたので、どこにどういう問題点があるのか、このあたりも、一言、御説明をいただきたい。我々が、A案、B案のどちらかを当委員会として方向性を示していくのか、A案かB案かどちらになるかわかりませんが、こういう機能が必要でしょうという抽象的なことで報告をすればいいのか、そこら辺がよくわからない。もし后者でありますと、これから先の政治の動きを考えますと、来年は参議院選挙がある。そこから先、どうなるかわかりませんが、なかなか公文書館の問題にじっくり国会の方で対応していただけるかどうかわかりません。下手をすると、基本的な理念とか、こういう機能が必要だということだけはわかった、しかし、どこにするかはもう少し考えましょうということで、ずるずると先送りになっていくと、結局、何となくわからなくなってしまう。こういうことになっても困ると思うので、これまで長い時間をかけていろいろと、せつかく国会にも議運の中に小委員会が出来て具体的な検討が行われ始めているわけですから、この機運を大事にしていくためにも、具体的なイメージが必要になってくるのではないかと思うので、そのあたりを少し、今までの経緯を御説明いただければありがたいと思います。

○福井審議官 衆議院の小委員会のほうの議論は、1つの結論を得ようということで御議論いただいたのですが、結局、前国会では2案という形で落ち着いております。これについては、最終的には1案にしたかったのだけれどもという小委員会の委員長のお話もあったのですが、そういう意味では、現状では2カ所が残っており、かつ、それについて、衆議院の方で最終的にA案、B案、どちらが良いかということをもた検討するという立て方になっております。

衆議院で、A案、B案について検討されるに当たって、政府の方に宿題をいただいておりますが、A案、B案について、先ほど大臣から最初に申し上げたとおりでございますが、2つの土地について、法制的にあるいは物理的に、あるいはそれ以外にもあるかもしれませんが、どんな制約なり問題があるのかという情報収集の整理をしなければいけない。それから、敷地の利用方法や建設可能面積、あるいは、交通上の問題といった面について、幾つか検討してくれという宿題をいただいているという状態になっておりまして、これ自体は、非常に理念的に考えれば、この調査検討会議とは並行して進めさせていただくものかと思っております。

一方で、調査検討会議では、まず理念の観点からいけば、場所が確定していなくても議論はできるかということで、今、お願いしようと思っているところなのですが、この後、

調査検討会議で、まさに現実の具体的な話をどこまで進めていくかということについては、今、ございました、大臣からいただいている宿題の私どもの処理速度とも関係してくるのですけれども、また最終的な報告を作るまでの間に御相談させていただければというのが正直なところでございます。

○河野大臣　なかなか隔靴搔痒のところがあって、場所が決まらなるとなかなか具体的な議論もできない、しかし場所がなかなか決まらないという中での御議論で、色々ご迷惑をかけて、申し訳ございません。

1つは、衆議院あるいは国会周辺につくるとなると、あの2カ所だ、というところを、国会（衆議院）の方からもいただいておりますので、そこにどれくらいの規模のものがつくれるのだろうかということ、まず検討させます。その結果、その程度のものならつくっても数年で埋まってしまうということであるならば、それはもう展示機能に特化したものにする、ということもあるでしょうし、いやいや、そうはいつでも他に場所を探さなければ、ということになるかもしれません。

もう1つは、石破大臣の方で担当されている地方創生の絡みもあり、主体的に手を挙げてくださっているところもありますので、そこについては少し石破大臣とも御相談をさせていただいて、どういうふうにするのか。つくば分館があり、北の丸本館もあり、さらにまた何かやるというのでは、あまりに非合理的なのか、あるいはそこはそれぞれの建物に担当を設ければいいのか、あるいは、井上委員からありましたように、研究者の方は多少遠くても行ってくださるけれども、国会見学に来た方に「つくば分館まで行ってください」と言ってもそれは無理だということもあると思いますので、そのあたりの整理は、至急させます。それと並行して新しい公文書館にはこういう機能が必要だ、あるいはこういうことはどう考えるのか、といったことは詰めていただいて、なるべく早めに整理して作業に落とししたところを御報告させていただき、議論していた機能を具体的にどう落とししていくのか、ということ議論いただけるようにしたいと考えていますので、お互いを待たせても進まないものですから、少し並列で走っていただければ並列で走っていただいで、ここから先はなかなか具体的な場所が決まらなるとよくわからないということになれば、そちらを早く進行させていく、という形で、御迷惑にならないように、こちら側で動かせるところは動かしてまいりたいと思います。

詰められるところは是非どんどん先行して詰めていただいて、どこかで現実と理念を合致させ、なおかつ、行革の観点からも余り無理のないところで、なるべく理想的にはこういうものだよね、というところをまず、きちんとつくっていただきたいと思っておりますので、是非ともよろしく願いいたします。

○老川座長　もとより、今、この段階だとどうするなどということが出るわけがないので、我々としては、A案B案いずれにしても、その他色々な選択肢を大臣は仰いましたけれども、我々なりに国会周辺が望ましいとか、やるのであればこれくらいの規模は必要だと、もちろんあまり荒唐無稽なことを言うわけにはいかないけれども、現実的に考えられるこ

とも含めて、規模をある程度イメージしながら、最低限、やる以上はこれくらいのことはどうしてもやってほしいということを考えていくという進め方でいこうと思うわけであり  
ます。

例えば、A案でやる場合に、色々と立地条件とか、景観の問題であるとか、あるいは、  
いわゆる組織の問題です。つまり、今は独立行政法人という組織ですが、そのままでいい  
のかどうかとか、色々な問題点があると思いますので、そういったことをイメージしながら  
ら検討を進めたいと思います。問題は、幾ら検討しても、結局それがずるずる結論を延ば  
されてしまう。これが一番困ることなので、そのあたりを十分に、大臣を始め、政府全体  
として積極的な取組をいただきながら、我々もそれに応えられるような具体案というか、  
構想を考えていきたいと思います。

○内田委員 加藤委員の文書の中に、「世界に誇る」という言葉が出ていますが、我々は  
そういう世界に誇れる公文書館をつくるべきだという議論をしてきました。けれども、率  
直に言って、今、国民の多くの皆さんが「公文書館」と聞いた時抱くイメージは、好事家  
のための古文書の保管所かもしれなくて、まだこの検討会議の議論とはギャップが随分大  
きいと思うのです。これから後半戦に議論を進めていく上でここを埋めていくことが大事  
なのだろう。そうすると、「世界に誇る」という時に、この公文書館を通じて、一体、何  
を世界に誇るのかということをもっときちんと詰めたほうがいい。

1つは、この日本という国の成り立ち、特に近現代史の中でのこの国の成り立ちを公文  
書館を通じてしっかり世界に誇っていくということだと思いますし、2つ目は、そのこと  
への日本国民の理解の深さとか、誇りの高さ、こういったものを公文書館の存在を通じて  
世界に示していくのではないのでしょうか。そうすると、結局は、どういう資料を集めて、  
それをどう分析して、それをどう構成して見せていくのか、それから、そのことを国民の  
心に届くような形でどうやって展示をしていくのかという議論になっていくのだろうと思  
いますけれども、「世界に誇る」ということの中身をはっきりしていく、その議論がこれ  
から非常に重要だということが1点です。

2点目は、先ほどの議論の中で、国会とのデマケーションの問題とか、他機関の保有す  
る資料の議論があって、複製で収集するというナショナルスタンダードあるいはデマケー  
ションのルールを作っていくという指摘がありまして、これもとても大事だと思いますけ  
れども、それに加えて、文書の収集、保管、展示についてのルールのナショナルスタン  
ダードを作って、これを共有するという仕事があるのではないのでしょうか。公文書に関する  
ナショナルスタンダードのルールを作って、これを、少なくとも国会、裁判所とは共有を  
しなければいけないでしょうし、他の地方の公文書館あるいは大学、そういったところ  
にも普及を図っていく。これも公文書館の大変重要な機能です。そうすると、ナショナ  
ルスタンダードの基本的な視点みたいなものをこの調査検討会議で議論しなくていいの  
かなと思っています。

3点目ですけれども、これからのテーマとして、機能の議論があげられています。機能

の議論は、河野大臣からの御指摘もありますけれども、具体的に詰めて、それを量のイメージに読み替えられるようなところまでは詰めていく必要があるのだろうと感じました。特に、事務局から示された資料の中で、学習機能とか、調査・研究支援機能とか、人材育成・研修機能というものがあります。これは今の段階ではなかなかイメージがしづらいので、ここの議論はもっと後半戦は詰めてやっていく必要があるのではないかと。どのくらいの人員が必要で、どのくらいの規模が要るのかと。収集、展示は今でもそれなりにイメージができるのだろうと思うのですが、学習、調査・研究、人材育成研修は、そういう議論がまだ足りていないという感じがしています。それから、組織の議論の視点は、新しい公文書館としての機能をきっちり果たすということが基本だと思うのですが、もう一点、良い人材を集められる組織という視点からの組織論が要るのだろうと思います。その時に、もちろんアーキビストといった専門家をどう集めるかという視点もありますが、もう一点、優秀な行政官を集められる組織という視点、要るのだろうと思います。この公文書館がしっかりと機能を果たしていく上では、例えば、国会との調整、場合によっては説得、あるいは、各省の調整、説得、こういったことをきちんとやっていかなければいけなくて、それだけの能力を持った行政官がきちんと集まれるような組織というものはどういうものなのか、こういう議論も要るのだろうと思います。

○松本副大臣 加藤館長、1つお願いしておきたいのですが、全国の公文書館といたしまししょうか、そういうところを調査されるというお話なのですが、その時にどういう資料を持っているかということだけではなくて、それらの資料が電子資料に変換をされているのかどうかということも、是非併せて調査をお願いしたい。加藤館長のお話を伺っていると、それぞれの資料の所在地をネットワークで結ぶ、そして、国民に提示するというこの中核機能をもしお願いするというのであれば、新しくできる公文書館というのは、まさしく日本のIT技術の最先端を集めた施設でなければならぬというふうに基本的に考えます。映像も、4K、8Kという時代になってまいりますと、画面で拡大して見せたほうが非常に素晴らしいものができますということもありますし、それは、公文書館が果たす、技術革新に向かっての提案でなければならないし、それがそれぞれの公文書館といたしまししょうか、資料を集めて提示をする、世界に対する新しい提案ということにつながっていくのだろうと思うのです。したがって、是非そういうIT、コンピューター、映像、科学技術の最先端をどう組み入れるかということについての御議論もお願いをしておきたいと思います。

○斎藤委員 色々と御議論があったことは私も同感なのですが、元々この会が発足する時の問題意識の一つとしては、国民全体に公文書館というものの存在をアピールするという部分があったと思うのです。一部の研究者、好事家、そういったところから更に広がりを持たせていく。そのためには建物の在り様というものは非常に大事だと思っていますので、やはり国民一般に公文書館というものの重要性等々を広くアピールするという意味では、建物をどういう建物にするかということが大事です。外観もさることながら、内部の在り様についても、例えば、ワシントンの公文書館のロタンダというのでしょうか、

円形展示場、ああいったところでは、一步入れば、歴史の重みでありますとか、公文書の重要性というものが非常にひしひしと感じられるといったことだと思っております。今の段階は、大臣も理想的なことを議論して構わないということだったと思っておりますので、是非その建物の在り様ということについても、こだわって進めていくべきだと思います。

○菊池オブザーバー 本日の御議論は大変有意義なものであったと思っておりますけれども、今の斎藤委員の最後の御発言と関連いたします。なぜここで新しく国立公文書館というものが構想されなければならないのかということと、まさに国民にとって、国家の拠り所となる、拠って立つ記録というものがどう保存されているかということ、これに尽きると思っております。そういう意味でこそ、まさに大事だからこそ、ナショナルモニュメントたるべき施設ということを言われているのであって、どこかに文書所蔵庫みたいなものをつくれればいいというものとは全然意味合いが違うのだらうと思っております。そういう意味でいうと、加藤委員の資料の中に引いていただいておりますけれども、ジョン・カーリンさん、アメリカの公文書館長をやられた方ですけれども、この方はもともとカンザス州の知事だったのです。農業経済か何かの教授をやっていた方で、大変気さくな方でした。熱っぽく言っていたのは、子供たちに歴史を教える、歴史を体験してもらう、そのためにやったのだということ、ちょうど彼の頃から、ナショナルアーカイブスの大規模な改築ができて、先ほどお話がありましたような、権利章典だとか何かというものが、毎日、出てきたり引っ込んだりという形ですけれども、大変厳重な管理をしながら、直接、本物を見せる価値というもの熱っぽく強く言っておられたのを今でも思い出します。そういう意味で、今後、考えられる国立公文書館というのは、単なる地方振興で、こちらにも施設を置けるよという話は私もあちこちで聞くのですけれども、そういうことではなくて、これから、参政権が18歳になり、高校生で今まで見に来ていた人たちがまさに国民の参政権を行使する、その人たちに自分たちの権利と義務の重さというものを実感させるような、然るべき施設というものが国会周辺に是非必要だと思います。

もう一つ、私は今後の国立公文書館の基本構想のイメージの中で、あまり大見えを切って書く必要はないのですけれども、先ほどのナショナルスタンダードでどのような形で文書を残すかということがあります。だけれども、このナショナルスタンダードで文書を残すというのは、ある意味でいうと、国際的な公文書館の世界ではある程度は煮詰まってきてまして、実はそれを知らないのが日本のアーキビスト、日本の文書管理者なのです。

今まで日本はどのような状況だったかということ、文書作成機関の主体性をあまりにも尊重していたが故に、全体としての文書管理というものが出来ていなかった。それを破ろうということで、各省庁あるいは地方自治体で作っている文書についても一定のルールで以って管理しようということが公文書管理法で、やっと足を踏み出したところです。そういう意味で言うと、これをさらに進めて、どういうものを保存するかということについてのスタンダード、ナショナルスタンダードでも良いですし、インターナショナルスタンダードでも良いのですけれども、そういうスタンダードを作って、それをコンプライしていくと

いうことについてのリーダーシップというものを国立公文書館が果たしていくのだというくらいの気構えのことを、どこかに是非書いていただきたいと思います。

○尾崎オブザーバー この問題に絡みまして、いろいろな人の御意見を伺っていますと、だいたい本日の御意見で触れられていますが、ひとつ落ちていますのは、国会の周辺に建てるということは大賛成だけれども、その場合には、景観に注意してください、公文書館が周囲の調和を破るようなことにならないようにという御注意が、かなり多くの方からございましたので、それだけ追加させていただきます。

○老川座長 大分、皆さんから活発な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

特に菊池オブザーバーが仰ったように、18歳選挙権で主権者教育ということが盛んに言われているわけですが、18歳になったから主権者教育が大事なのではなくて、子供のうちから教育しておかないと、18歳になったから政治の勉強をしようという話ではなくて、子供のうちから、それぞれが国を構成している一員なのだという意識を持たせるということが一番大事なことだろうと思うので、公文書館に学習機能ということを我々の報告書の中でも強調しているのはそういうイメージからであって、このあたりが基本的なところだろうと感じております。大分、時間が過ぎましたので、この会議はひとまずここで終わらせていただきまして、事務局から、どうぞ。

○福井審議官 次回につきましては、また御連絡させていただきます。

○老川座長 本日は、大臣を始め、御多忙の中を最後までお聞き取りいただきまして、大変ありがとうございました。どうぞこれからよろしく願いいたします。